南島原市奨学牛募集 令和3年度

間教育総務課(南有馬庁舎) ☎73-6701

南島原市奨学資金貸付制度は、市内に住所を有する人の子どもなどで、学習意欲 に富み、優れた資質を持ちながら、経済的な理由で修学が困難な学生に学資を貸与し、 将来、社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的としています。



募集期間

4月1日(水)~5月31日(月)

※書類は3月1日側から配布します。

▋貸付を受ける人の条件

- ①経済的理由により、修学が困難であること (所得金額の基準を設けています)。
- 例:世帯人員4人の場合→大学など229万円以下、 高等学校など206万円以下
- ②人物、学業とも奨学生としてふさわしいこと (学力の基準を設けています)。
- 例:成績証明書から算出される成績平均が5段階 評価で、おおむね3.0以上)
- ③貸付金の償還能力を有し、本市内に居住する保証 人が存在すること。
- ※所得および学力の基準は目安ですので、基準外で も審査により認められる場合があります。

■ 奨学金の貸与月額

区 分	貸与額(月額)
高等学校 (国立海上技術学校を含む)	30,000円以内
大 学 (短大および大学院を含む)	50,000円以内
高等専門学校	50,000円以内
専 修 学 校 (2年以上の専門課程に限る)	50,000円以内
農業大学校・海技大学校・ 海上技術短期大学校	50,000円以内

奨学金は、毎月、本人に貸与します。ただし、新 規採用者の初回貸与は4~7月分をまとめて7月末 に貸与する予定です。なお、貸与する奨学金は無利 子です。

申請書類

申請に必要な書類は教育総務課および教育振興班 (ありえコレジョホール)、西有家総合学習センター カムス、加津佐公民館、口之津公民館、北有馬ピロ ティー文化センター日野江、布津公民館、深江公民 館に備えてあります。また、市のホームページから も印刷できます。

配布する書類の他に、在学証明書(進学先の学校 が発行) および成績証明書(1年生は直前に卒業し た学校、編入生は編入前の学校、2年生以上は在学 校のもの)などが必要です。

※今年度卒業予定者の成績証明書は3月中の準備を お勧めします。ただし、全ての成績(評価)が確定 してから発行の手続きをしてください。

他との併願・併給

他の奨学金制度との併願・併給は可能です。

■ 奨学金の償還方法

当該学校卒業後から6カ月間据え置き、月賦・ 半年賦・年賦のいずれかを選択していただきます。 償還期間は、貸付を受けた期間の3倍以内の年数(高 校で3年の貸付を受けた場合は9年以内、高校・大学 と7年の貸付を受けた場合は21年以内)となります。 なお、退学およびその他の理由により貸付を廃止 された場合は3年以内に償還していただきます。

南島原市奨学資金償還補助金について

本市の奨学資金を借りて学校を卒業した後、 市内に居住し、就労していることなどの条件を 満たすと、償還した奨学金の2分の1以内の金 額が補助金として交付されます。卒業後の進路 として、南島原市内への定住をご検討ください。 詳しくは、市ホームページをご覧になるか教育 総務課までお問い合わせください。

令和3年4月から 教育委員会の組織が一部変わります

間教育総務課(南有馬庁舎) ☎73-6701

教育委員会の組織が次のとおり、一部変更になります。

変更前の組織

課・室	班	直通番号
教育総務課	総務班・施設管理班	☎ 73−6701
学校教育課	学事班・学校教育班・ 学校保健班	☎ 73−6702
生涯学習課	生涯学習班・教育振興班	☎ 73−6703
スポーツ振興課	スポーツ振興班	☎ 73−6704
文化財課	文化財班	☎73-6705
世界遺産推進室	世界遺産推進班	☎ 73−6706

4月からの組織

課・室	班	直通番号
教育総務課	教育総務班・教育施設班	☎ 73−6701
学校教育課	学事班・学校教育班・ 学校保健班	☎ 73−6702
生涯学習課	<mark>社会教育班</mark> ・教育振興班 スポーツ <mark>振興班</mark>	☎ 73−6703
※スポーツ振興課は、生涯学習課と統合します。		
文化財課	文化財班	☎73-6705
世界遺産推進室	世界遺産推進班	☎73-6706

軽白動車などの名義変更(売買・譲渡)や 廃車の手続きはお済みですか?

間税務課(西有家庁舎) ☎73-6642

■ 4月1日現在の所有者に税金がかかります

軽自動車やバイクなどを他人に譲っ たりスクラップ(解体処分)にしても、 名義変更や廃車の手続きを済ませない と、そのまま(4月1日現在の所有者 に対して) 税金がかかります。

そのため、右記の場所で早めに手続 きを行ってください。

対 象 車 両	手 続 き 場 所
●125cc 以下のバイク●小型特殊自動車	南島原市役所税務課または各支所 ☎73-6642
●軽自動車	軽自動車協会 長崎事務所 ☎050-3816-1755
●125cc を超えるバイク	九州運輸局 長崎運輸支局 ☎050-5540-2083

※年度末は混雑が予想されます。

■ 県外で名義変更や廃車の手続きをされた人へ

「長崎」ナンバーの車両を県外で名義変更や廃車の手続きをしたときは、これまで課税されていた市で「税止め の手続」が必要となります。「税止めの手続」をしないと軽自動車税の納税通知書が元の持ち主に届いてしまい、 思わぬトラブルの原因となることがあります。

※ただし、軽自動車検査協会などへ委託する場合は必要ありません。